

ご存知ですか？

## 半島税制を活用して

# 勝浦市内で設備投資すると 税負担を軽減できます!!



法人税・固定資産税などが軽減対象です。

### 法人税・所得税の軽減

« 国税 »

対象業種の事業者が対象設備の取得、建設等を行った場合、5年間、割増償却（減価償却の特定）できます。

### 固定資産税などの軽減

« 地方税 »

千葉県勝浦市では、国の財政支援の下で、県税の事業税と不動産取得税、市税の固定資産税の税率が優遇されます。

### 幅広い対象

- 製造業
- 農林水産物等販売業
- 情報サービス業等
- 旅館業

※注1,2

対象業種

- 機械・装置
- 建物・附属設備
- 構築物

取得、建設、改修  
などに適用

※注3

対象設備

### 中小企業応援

最小で500万円の  
設備投資から利用可能!!

製造業と旅館業は資本金の規模に応じて、農林水産物等販売業と情報サービス業等は資本金の規模によらず、最小で500万円の設備投資から利用可能。

優遇期間は最長5年間!!

法人税、所得税での優遇（割増償却）は5年間。  
不動産取得税は1年、事業税は3年間、  
固定資産税は3年間優遇。

### 半島税制に関するお問い合わせ先

#### 国税優遇措置

茂原税務署

☎ 0475-22-2166 (代)

#### 県税優遇措置

茂原県税事務所

☎ 0475-22-1721 (代)

#### 市税優遇措置

勝浦市税務課

☎ 0470-73-6624

※注1 国税優遇措置については、半島振興法に基づく「産業振興促進計画」を策定している市町村内において、当該計画の対象事業種の事業者が行った設備投資に適用。地方税優遇措置については、当該計画が策定されている市町村内における設備投資であって、条例で優遇措置の適用がある旨規定されている場合に適用。

※注2 「農林水産物等販売業」：半島地域で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業（例：農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業等）。

「情報サービス業等」：情報サービス業、有線放送業、インターネット不動サービス業、コールセンター業等。

※注3 各地域ごとに税制の適用対象業種・設備が定められています。詳しくは勝浦市税務課にお問い合わせください。

## 国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件

事業者の規模 (資本金)	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超		
対象	機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等		機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設		
取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上		
	農産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上※			
償却限度額	機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%				
適用期間	5年間				

※一般的な国税優遇措置の対象事業、取得価額等の要件を記載しています。詳細は最寄りの税務署(茂原税務署)にお問い合わせください。  
※農林水産物等販売業及び情報サービス業等については、事業者の資本金が5,000万円を超える場合、新增設に係る取得等が対象。

## 地方税優遇措置のイメージ

### (勝浦市における固定資産税の特例措置の例)

勝浦市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例	
対象業種	製造業、情報通信技術利用事業、農林水産物販売事業、旅館業(下宿営業除く)
対象設備	家屋、当該家屋の敷地である土地等の新設または増設
取得価額	個人の場合 …… 500万円以上 法人の場合 …… 500万円以上(資本金1,000万円以下) 1,000万円以上(1,000万円超～5,000万円以下) 2,000万円以上(5,000万円超)
特例内容	固定資産税の税率を、3年度に限り、勝浦市税条例第62条の規定にかかわらず、次の各号に定める税率となります。 (1) 初年度分 …… 100分の0.14 (2) 第2年度分 …… 100分の0.35 (3) 第3年度分 …… 100分の0.70
適用期限	令和7年3月31日まで(条例の適用期限)

※千葉県税(事業税や不動産取得税)の優遇措置については、茂原県税事務所にお問い合わせください。